

■ 4条1項11号

不服 2025-008926

<本願商標>

「THE ZEN」(標準文字)

第20類「いす, スツール, 椅子類」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：

第6類「金属製玄関引戸」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「THE ZEN」の欧文字を標準文字で表してなるところ、「THE」と「ZEN」との間にスペースが設けられているものの、その構成文字は、同じ文字種、同じ書体、同じ大きさをもって、外観上まとまりよく一体に表されているものである。

また、本願商標からはその構成文字に相応した「ザゼン」の称呼を生じ、これは無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標構成中の前半の「THE」の欧文字は、「その、例の、問題の」を意味する英語の定冠詞（「新英和中辞典第7版」株式会社研究社）であり、「ZEN」の欧文字は、「禅」（「新英和中辞典第7版」株式会社研究社）や「禅宗」（「ランダムハウス英和大辞典【DVD版】第2版」株式会社小学館）の語積が与えられている場合があるもの

の、「ZEN」の欧文字から生ずる「ゼン」の称呼からは、これに相応する複数の漢字及び意味合いが想起され得るものであって、一義的に特定の観念が生じるとは言えないことから、本願商標は、全体として特定の観念は生じない一種の造語からなるものというべきである。

そうすると、本願商標は、その構成中の「THE」の文字が英語の定冠詞であるとしても、かかる外観上の構成及び称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、あえて「THE」を捨象して「ZEN」の文字部分のみに着目して取引に資するというよりは、むしろ「THE ZEN」の文字を一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

以上よりすれば、本願商標の構成中、「ZEN」の文字部分を分離抽出し、この部分だけを引用商標と比較して、本願商標と引用商標の類否を判断することは許されないというべきである。

したがって、本願商標の構成中の「ZEN」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「THE ZEN」は、その構成中の「THE」の文字が英語の定冠詞であるとしても、かかる外観上の構成及び称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、あえて「THE」を捨象して「ZEN」の文字部分のみに着目して取引に資するというよりは、むしろ「THE ZEN」の文字を一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であり、本願商標の構成中、「ZEN」の文字部分を分離抽出し、この部分だけを引用商標と比較して、本願商標と引用商標の類否を判断することは許されないというべきであるから、結果として、引用商標「Zen」とは非類似であると判断されました。

定冠詞である「THE (the)」の文字の有無の違いがある商標同士の類否が争われた審決については、本コンテンツでも定期的にご紹介しておりますが、本審決では、本願商標「THE ZEN」は一体不可分の商標であると認められ、引用商標「Zen」

(「Z」の文字には中央部分に筆書き風のデザインが施されている)とは非類似と判断された次第です。

本審決の場合は、本願商標「THE ZEN」が「ザゼン」と一連一気に称呼しやすいという点や、引用商標「Zen」の文字の一部には装飾が施されているという点が、両商標が非類似と判断されやすい方向へと影響を与えたのではないかと思います。

なお、本願商標の指定商品が「いす， スツール， 椅子類」であり、引用商標の指定商品が「金属製玄関引戸」という、いずれもかなり限定された商品であることを踏まえすと、両商標の商品の非類似を争うことを検討できる余地もあったように思われます。

本願商標を実際に使用する場合、理屈の上では「THE」を必ず付加しなければならないということになりますので、取引者や需要者が「THE」を省略して使用したり、記憶したりしないよう留意する必要があるようです。

(弁理士 永露 祥生)

< 2026年5月24日 >